

# 行方市定額給付金給付申請等に係る留意事項

## 《ご注意下さい！》

申請において不明な点があった場合、市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市役所の窓口又は行方警察署にご連絡ください。

## 【給付対象者、申請・受給者について】

- 定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日（「基準日」といいます。）現在で、行方市の住民基本台帳に記録されている方（※1）又は外国人登録原票に登録されている方（※2）とし、給付額は次のとおりです。  
65歳以上の方及び18歳以下の方（※3）：1人当たり20,000円  
上記以外の方：1人当たり12,000円
- ※1 基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて行方市の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。
- ※2 短期滞在者及び不法滞在者を除きます。
- ※3 それぞれ、昭和19年2月2日以前に出生した方、平成2年2月2日以降に出生した方が該当します。

○定額給付金の申請を行い、給付を受けるのは、原則として基準日現在での世帯の世帯主となります。

<世帯主が亡くなられた場合>

- 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合は、新たに当該世帯の世帯主となった方が申請を行うこととなります。また、世帯の分離を行った場合等これによりがたい場合は、基準日現在において当該世帯の世帯構成者だった方のうちから選ばれた方が、申請を行うこととなります。

<代理による申請>

- 世帯主に代わって申請等が行えるのは、次のいずれかの方となります。
- ① その世帯主の方と同じ世帯の世帯構成者
- ② 基準日現在で世帯主の方と同一の場所を居住地とし、かつ、生計をともにされていた方
- ③ 世帯主の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）の方
- ④ 民生委員、区長、世帯主の方の親類その他平素から世帯主ご本人の身の回りの世話をしている方で、市長が特に認める方

## 【申請方法について】

申請方法は、次の3種類です。

- ① 郵送申請方式：申請者（世帯主又はその代理人をいいます。以下同じ。）が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- ② 窓口申請方式：申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- ③ 窓口現金受領方式：申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金により給付する方式

申請受付は**3月23日**から開始していますのでお早めの申請をお願いします。

（申請期限 9月23日）

## 【郵送申請方式・窓口申請方式の申請方法】

- 申請書裏面の記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送により返送又は市の窓口へ提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
  - ・申請者の方の公的身分証明書（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 等）の写し
  - ・振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- 受取口座に「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、申請書の「ゆうちょ銀行」の欄にご記入ください。この場合、「記号（5けた）－番号（8けた以内）」の記入となります。現在、ゆうちょ銀行が新しくお知らせしている「支店番号（3けた）－口座番号（7けた）」ではありませんので、ご注意ください。

- 長期間使用していない口座の場合、金融機関の側で口座を閉鎖している可能性があり、振込ができないことがありますので、できる限り平素から使用されている口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。
- 第1回目の口座振込は4月中旬（3月31日までに申請）に、第2回目の口座振込は5月上旬（4月10日までに申請）に実施する予定です。その後は、随時実施いたします。

## 【窓口現金受領方式の申請方法】

- 申請書裏面の記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、市の窓口へ提出してください。
- 窓口での現金での給付は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による給付が困難な方が対象となります。
- 窓口での現金の給付は、振込による給付より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。（5月ごろ）

## 【その他】

- 申請期限までに申請が行われなかった場合は、定額給付金の受給を辞退したものとみなします。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、給付ができなかった場合、市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。
- 偽りその他不正の手段により定額給付金の給付を受けた者がいるときは、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めるものとします。
- 定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】 行方市役所 総務課（麻生庁舎） 定額給付金担当  
☎ 0299-72-3005（定額給付金専用ダイヤル） ☎ 0299-72-0811（代表）

## 子育て応援特別手当の申請・支給について

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、第二子以降の児童について、一人あたり3万6千円が支給されます。

### 【支給対象者・支給対象の子】

#### □ 支給対象者

平成21年2月1日の行方市の住民基本台帳に記録されている世帯主。  
平成21年2月1日の外国人登録原票に登録されている方。（短期在留の在留資格を除く）

#### □ 支給対象の子

平成21年2月1日の住民基本台帳、外国人登録原票。（短期在留の在留資格を除く）  
平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの第2子以降の子  
※（第1子からの数え方は、平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子に対して、1子、2子と数えていくこととなります。）

### 【支給金額】

□ 支給対象児童1人につき3万6千円を支給。

【問合せ先】 行方市役所 社会福祉課（玉造庁舎） 児童福祉グループ  
☎ 0299-55-0111（内線118、103）